

〔第12回地域農業研究会記録〕

新食糧法以後の市町村農政

——地域農業の変化予測と対応——

<研究会議事録の掲載に当たって>

農林水産省と市町村の人事交流者と、農林水産本省の行政担当者・研究者との情報・意見交換を目的に、昭和59年度（昭和60年1月）に始められた地域農業研究会は、昨年11月13日の開催（平成7年度）で通算12回目を数えた。本研究会の主催は農林水産省大臣官房および市町村の人事交流者が組織する全国地方行政研究会であり、農業総合研究所は、当初から会の企画、運営に協力してきたところである。

本研究会では、その時々当面する重要問題を取り上げてきた。今回のテーマは、「新食糧法以後の市町村農政——地域農業の変化予測と対応——」である。この主たるねらいは、ガット・ウルグアイ・ラウンド後の米の生産、流通がどのように変化するか、またそれに対して市町村はどのような対応を迫られるのかについて議論することにある（この

テーマは次年度にも引き継がれる予定である）。

以下に収録するのは、本研究会での議事録である。あえて議事録としたのは、ポスト・ウルグアイ・ラウンド対策を考える上で多くの有益な情報が含まれていることはもとより、その熱心なやりとりの模様も是非伝えておきたいと思うからである。

当日のプログラムは、次に示した通りである。今回も、研究会の企画、運営にあたって、全国地方行政研究会（平成7年11月現在181名）、本省企画室、総研の方々から多大のご協力を得た。なかでも、京都府管下の市町村の人事交流者の方々には当初の企画から当日の会の進行まで担当して頂き、当所研修課（現企画科）の遠藤陽子さんには面倒な事務をほとんど一手に引き受けて頂いた。関係者各位には、ここに記して深甚なる謝意を表したい。

（両角和夫：地域農業研究会事務局）

第12回地域農業研究会プログラム

平成7年11月13日（月） 13:00～17:00

於 農業総合研究所3F会議室

1. 開会の挨拶

農業総合研究所長 安橋隆雄
農林水産省大臣官房参事官 任田耕一
全国地方行政研究会会長 遠藤誠作

2. 基調報告

「逆説的農業政策論——とある役場の事務室より——」

京都府弥栄町産業振興課課長補佐 島崎素一

3. 問題提起

テーマ「新食糧法以後の市町村農政」

4. 新食糧法の概要とめざすもの

農林水産省食糧庁計画流通部

業務流通課長 諸川勝徳

5. 各地域からの今後（2000年）予測

(1) 岩手県胆沢町 佐々木与市
(2) 岐阜県南濃町 三木 孝典
(3) 熊本県植木町 坂本 秀樹
(4) 山梨県大泉村 梅津 鐵市

6. 論点整理（中間）

東京大学農学部助教授 生源寺真一

7. 自由討論

8. 座長整理

9. 閉 会

1. 開会の挨拶

○農業総合研究所長 安橋隆雄

第12回になります地域農業研究会を、農林水産省大臣官房、および全国地方行政研究会の共催、そして農業総合研究所の協力という形で開催させていただきましたところ、全国各地から多数の皆様方にご参集いただき、また、本省からもご都合のつく方々に参加していただきまして盛会に開催できますことを嬉しく思っております。さらに、本日は大臣官房の任田参事官、食糧庁業務流通課の諸川課長、東京大学の生源寺助教教授にはお忙しいところをご参加いただきお礼申し上げます。

皆様方は非常に困難な状況の中で懸命に地域振興のために頑張っていたいただいているわけですが、基調報告と意見交換という形で、発言者が非常に多くそれに対して時間が余りにも短いということです。簡にして要を得た発言で有意義な成果が上げられますよう期待しているところでございます。以上、簡単ではございますが、協力者の一人としてご挨拶の言葉にかえさせていただきます。

また、この機会に久方ぶりに集まりました同志の間で旧交を暖めていただければ望外の幸せであります。

○農林水産省大臣官房参事官 任田耕一

皆様方におかれましては、日頃農政の推進に行政の最先端でご努力いただきありがとうございます。ここで農業情勢全般にわたってお話ししていると時間もなくなってしまうので、私からは一点だけ農業基本法の問題についてこの場をお借りしてご説明したいと思っております。

農業基本法は昭和36年にできましてすでに3分の1世紀が過ぎているわけでございます。その間、社会経済情勢が大きく変わったこと、国民の農業や農政に期待するものが変わってきたこと、そして、国際的な環境がこ

れもまた大きく変わってきたことを踏まえて、昨年の農政審議会の報告、あるいはウルグアイ・ラウンドの農業関連対策の大綱でも農業基本法をこの際、見直そうというような方向が打ち出されました。

これを受けて農林水産省の中でいろいろ検討しているところでありますが、今回（平成7年）の9月、東京大学の荏開津先生に座長になっていただき、研究会を立ち上げております。農業基本法の効果、基本法のもとでの施策が有効であったのかどうか等を客観的に評価していただくという主旨でこの研究会を開催しております。来年春には一応の評価を出していただく方向で進んでおりますが、その後、広い範囲で各界の若手を中心に議論していただき、さらに、その各界の大御所的な人にご参集いただいて農業基本問題懇談会なるものを作っていくといったひとつのシナリオが考えられます。ただし、作業として難しい問題があります。国民的な合意形成をいかに図るかに尽きますが、農業基本法を作った時と状況は大分違っており、基本法の見直しについては国民的なコンセンサスはありますが、“どういうふうに、どういった方向で何を見直すのか、どういう方向に農業をもっていくのか”、といったことについては、まるっきり見方が分かれている状況であります。

農業団体、経済団体、消費者それぞれ立場が違うというのは当然であります。例えば、経済団体の中でも関西経済連と九州山口経済連とでは温度差があります。農業農村との係わり方、距離によってそれぞれ見方が違うということがあるのだと思います。端的に言えば、行政改革委員会の規制緩和小委員会では農業関係者がいないことから、農産物の価格支持政策はやめた方がよいという意見になっています。これ一つとっても国民的

合意形成を図ることは非常に難しいと言えます。正しい認識に基づいて議論を積み重ねていくしかないと思っております。また、東京での価値観が各方面の意見として出されていることが気になるところです。各団体が地方組織を通じて東京に声を反映していただきたいと思えます。

今日お集りになっている皆様方が市町村において、農業・農村、農業団体等への注文とといったことだけでなく、それぞれのグループがそれぞれの地方の組織を通じて地方の意見を東京に反映させていくことを是非積み重ねていただきたいと思います。今日は行政の最先端の皆様方から直接お話を伺えるよい機会であると思っております。併せて懇親も含めて有意義な会合となることを期待いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

○全国地方行政研究会会長

遠藤誠作（福島県三春町）

全国の市町村職員と農水省との人事交流制度ができて18年になり、交流者も間もなく200名になろうとしています。2年間の農水省勤務を終え各市町村に復帰した交流者と農水省関係者が、市町村の現場から見た農業政策の現状や今後の方向を語り合う地域農業研究会も今回で12回を数え、大変な盛況で喜んでいただいております。

この機会に人事交流者の現況を紹介しますと、ここ数年、市町村に復帰した方々から続々と課長職につく人が出ており、今後、さらに増えていくものと思われます。人事交流10周年記念式のあいさつの中では、交流経験者は各市町村の第一線で農水省勤務の経験を生かし、中堅職員として活躍しているという話がありましたが、今や幹部職員ですから人事交流経験者への期待は大きく、その責任も非常に重くなっていますので、皆さん、さらに一層の奮起を期待します。

さて、地方もある程度豊かになって、これから何を目指したらいいかわからない、いわ

ば混沌とした状況に見えますが、社会の動きが止まることはありません。私たちが働いている地方自治の世界でも自治体間で政策を競う時代に入っています。地方分権が進むと各自治体の政策形成能力や地域経営など、格差がどんどん開くという指摘もあります。

全国の市町村職員は約148万人いるといわれますが、その中で交流経験者はわずか200人足らずです。私たちはその貴重な経験者ですから、20代の多感な時代の2年間で日本の行政の頂点、霞が関で過ごしたことが自分の人生の上で、どんな意味をもつのか、この機会に改めて考えてみて下さい。

ところで、今回の研究会では戦後日本の農政を支えてきた食糧管理法に代表される諸制度が、外圧、内圧と様々な要因によって大変革を迫られ、そして転換しつつあるといった状況を踏まえて、「新食糧法以後の市町村農政」という今日的な課題を設定しました。

新食糧法に対する農家の反応や制度に対する評価は、1～2年たってみないとわかりませんが、実社会では変化の先を見通して行動した人が次の時代を制するといわれています。

実際に市町村の行政窓口では建設的な見通しを持たないまま、国から指示された仕事のひとつとして事務的に処理しているところも多いと思いますが、それでは市町村行政とは何ぞやということになってしまいますので、今後、農村・農業がどう変化していくのか、新食糧法施行直後の今年（平成7年）と来年（平成8年）の2回、同じテーマで議論し、これからの市町村農政をどう展開していくべきか探ってみたいと考えています。

なお、開催にあたり大臣官房の企画室や秘書課、農業総合研究所をはじめ、いろいろな方々にお世話になりました。このような支援のもとに本研究会を開催できるわけですから、このお礼は活発な議論でお返ししていただきたいと存じます。

2. 基 調 報 告

「逆説的農業政策論——とある役場の事務室より——」

○京都府弥栄町産業振興課課長補佐

島崎素一

正直言いまして未だに頭の中が完全にまとまっていませんので、失礼の折りはご容赦をお願いいたします。題名として与えられたものは「逆説的農業政策論」でございます。ここに至る前提として雑誌に寄稿した経過があります。これがお手元にあります「とある役場の事務室より」という資料でございます。もともとこれを書いている段階から締め切りが迫り、まとまらないまま仕上げてしまいましたので、内容はかなり怒りに満ちたものになっています。一つの結論を出せば反対側からみれば違った見方もあるのではないかという繰り返しで、延々と結論が出ないまま書き進みました。それは取りも直さず私が人事交流の後、すでに10年間ほど地元の農業の現場に携わり、その間にずっと思考し実践する中で、未だに「これがいい、こうしなければいけない、こうすれば地域の農業が振興される」ということが私の頭の中で明瞭に結論付けられていない結果であると感じています。そこで、いくら結論の出ないことを考えていても仕方がないことから、物事を逆の方面からみてみようではないかと書いたものがお手元に配っております資料です。

役所の農業担当者に与えられた農業振興の使命とは何であるかと考えると、地域の農業が過去から現在そして未来へ衰えることなく振興され、かつそこに住む農家の人達、あるいは住民の人達が自らの村、自らの町の農業として誇れるような農業を維持、継続、発展させていくことが根本命題として大きくあるのではないかということに思い至りました。そう考えていくうちに完全なるバラ色な農業世界というものは無いのではないかと段々思

いが変わってきたわけです。なぜならば、農業の生産価値は過去40年ぐらい前と比較すると、例えば1反の水田で生産される米の価値というものはざっと40年前の5分の1程度に低下しています。農地は横這いないしどんどん減っていつている状況ですから、少なくとも40年前のバラ色の農業環境というのは現代に維持できるわけがありません。当然、生産価値が下がると、そこで食べていく人の数も減りますし、農家数はどんどん減少するといったまったく当たり前の話になるわけです。この当たり前の話を前提としなければ、米というものをターゲットにした時、ほとんど後追いつ的なその場しのぎにしかならないと私自身考えるようになってきました。

しかもこのような状況下で農家はどうかというと、農業に期待していない農家の割合が非常に多くなってきています。なんとかしなければという意識もほとんど見られなくなってきています。そうなれば、後は行政がどうするかという話になってきますから、あまりやる気のない農家（生産性が益々衰退していく農業生産）を対象として、ひたすら補助金もしくは援助金を投入していたのではないかと私の個人的な結論に達しました。だからこそ、これまで数々の施策、補助体制等をし続けてきたのにも拘らず、未だに農業のもつ根本的な問題の解決に至っていません。逆に言えば、役場もしくは一部の農協が農業振興に対する手だての手を抜けば、今の段階でもほとんどの地域農業は維持できない状況になってしまっているのではないのでしょうか。例えば、補助金一つとっても、農家の意識が後ろ向きに働いている中、投入される補助金なしでは農家は何もできない状況になっていきます。役場が先頭に立って初めて重い腰を上げ

る状況にあります。全てがそうとはいいませんが、大多数がそういう状況になってきています。

私たちの町では、農地開発として既存の水田に加えて、新しい山林原野を開発し、畑を作ろうと農地開発事業を進めているところですが、500ヘクタールの水田に加えて、新たに200～300ヘクタール程度の畑が造成され現在事業が進行している最中です。このような中で、都市部から新しく造成された畑に飛びついて、新しいものに挑戦していこうとする、基本的に自ら農業をやろうという意志を持った青年層を募集し、営農していただいですでに7年が経過しています。大きな発見として、既存の農家が農業を見限っていたものが、新規入植者の影響で少しずつ見方が変わってきたところがあります。「まだ頑張れるのか、こういう形もあるのか、農業をやりながら遊ぶこととはこのようなことか」ということが少しずつでもわかり始めてきました。6～7名の都市部からの価値観の流入によって少しずつ変わってきたのです。

それこそが私たちが求めていた一つの結論ではないかと感じています。前向きの方角として、自分の発想と何かをしようとする力がいかに必要であるかがわかってきました。行き先はどこに転がっていくか分かりませんし、新食糧法の具体的なものが明らかになってくるのはこれからです。一番感じているのは、仕事をしたいという人達がその職につくのが一番大事なことではないかということです。施設整備以前の問題として、実際に農業に携わっていこうとする人達の質をいかに構成するかが重要なことではないかと思えます。先祖代々の家、土地を長男が継ぐという形態、つまり自らの意思でない人々によって構成されている地域の農業というものが果たして発展するのであるかと強く感じています。いかに地域の農業をそこに定着させ発展させていくためには、いかに自由に農業を選

択できる環境を作るかにかかっています。

これまであらゆる補助制度、法律等において、農業の後継者は農家の後継者という一定の図式の下に仕組まれてきました。ところが、農業の後継者が農家の後継者であるという話になりますと、家業としての職業であって農業として選択した結果としての職業ではないということになります。ですから、やろうと思えばできるという環境を地域の中に作っていくことが施策の一つの大きな柱となるのではないかと非常に強く感じています。そういうものを構築することができれば、少なくとも行政職員である我々の仕事はもっと楽になるのではないのでしょうか。地域の農業だけではなく県レベル、国レベルの農業も引っ張っていけるような人達をどんどん呼び込めるような施策の展開というのは、単にハード的な施策をやることよりもはるかに重要であると感じています。農業に対して打ち込んでいこうという姿勢を持った人達の話は非常に面白いものがあります。例えば、夏は日本で農業をして、冬になったら南半球のオーストラリアで米を作って日本に輸出するなどという発想は少なくとも既存の農家からは絶対に生まれてこなかったでしょう。

できるできないは別にして、このようなことを日常的に話すことができ、奇想天外な発想と一部それを実践できるような人達が創る農業という世界は今よりもずっと面白い世界になるはずです。いずれにしても、これからの農業を考えたとき、我々行政はやる気を持つ人を中心に農業を支える環境を作っていく必要があるのではないのでしょうか。

3. 問題提起

テーマ「新食糧法以後の市町村農政」

○司会：京都府田辺町 今村繁宏

11月1日施行の新食糧法がこれからの各市町村の農業、農家、農政にどのような影響を与えるかを予測して、今後とその対応をみんなで検討してはどうかとテーマを設定しました。来年の米収穫時にはいくらで買ってくれるかと混乱が実際に起こりうるかもしれません。値段についても150万トンの備蓄米の政府米については11月か12月頃には価格が決定されて、国が責任を持って買ってくれるであろうと思いますが、それは全体の1千万トンあるうちのほんのわずかです。残りは自主流通米として市場原理の導入といった形になると、いくらまで値段が下がるのかわかりません。今までの食糧法という中では、確実に買ってもらえたわけですが、来年以降はそういう話にはなりません。国の農業の中心であった稲作あるいは市町村の農政がどうなるのか考えていかなければならないと思っています。

私のところではヤミ米が多く、これが計画

外流通というものに代わって認められるようになります。農家の方はこれで自由に売れるし、転作もしなくて済むと勘違いしているところもあるように思えます。いざどこに持っていったって買ってくれない、農協もお金をくれないということが起こり、農協もかなり大変であるし、個々で新しい取り組みをさせている市町村もあると思いますので、このような点について皆さんで議論していただきたいと思っています。

○司会：京都府亀岡市 桂 達朗

米の制度が11月から新しくなることに伴い、地域農政、市町村農政においていろいろな方向付けがあると思いますが、それに先立ちまして議論したいと思いますが、すでに皆様方の中には直接農政を担当されていない方もおられ、情報が少ない状況にあります。本日はお忙しい中、食糧庁より諸川課長にお越しいただいておりますので、新食糧法の概要とその目指すものにつきましてご説明をいただきたいと思っています。

4. 新食糧法の概要とめざすもの

○農林水産省食糧庁計画流通部

業務流通課長 諸川勝徳

基本的な考え方を申しますと、食糧法に代わり新食糧法が制度化されたわけですが、この新しい制度は食糧法が目指したものと基本的には主要食糧の価格、需要、生産の安定ということで目的は同じであります。食糧法は政府の全量管理というシステムで実現しようとしていたのに対して、新法は資料（省略）の中の①～④を基本にして政策課題を実現しようというものです。1番目は計画流通制度を中心として生産調整、備蓄の運営、これ

らを法律に位置づけ全体の需給を図るということです。2番目は民間流通による自主流通米を主体とし、政府の役割は、備蓄の運営、ミニマムアクセスの運用と限られた役割ということになります。3番目は自主流通米の価格形成の制度化により需給実勢が反映される価格制度になるということです。平成2年に農業総合研究所におられます上木室長が需給課長の時にできた制度であります。これを更に発展させるということでもあります。4番目は流通規制を最小限にするということで、各種の規制緩和が行われていることでありま

す。新法においては、基本計画が大変重要なポイントになります。前年の11月末に指針を作りますが、指針の内容は生産調整の規模をどうするか、計画流通米全体をどのくらいに見込むか、それと価格の問題があります。今月の末までには生産調整、計画流通米、備蓄の規模、12月には来年産の政府の買入価格を決定するわけです。

備蓄については、150万トン程度を予定しています。この全てが政府米ということではなくて、ミニマムアクセス米、自主流通米を含めて150万トン程度は維持しておこうということです。もちろん、時期的な変動がありますので、プラスマイナス50万トンの幅をもって運用していこうということです。ただし、7年産に限っては10月末現在で約160万トンの在庫があります。9月に公表された今年の102という作況指数を加味すると、来年の10月末現在では約220万トンの在庫になると見通されています。来年に向けて、運用の幅を超える分については、生産調整を強化せざるを得ない問題もでてくるのではという方向で検討も進めています。

備蓄のために政府が買い入れる数量は指針の中で数字として出てきます。計画流通米の中で自主流通米がどれだけ、政府米がどれだけというのも大まかな数字が出てきます。政府米の特徴は、政府米を買い入れる対象者は生産調整実施者に限るのが特徴であります。米の流通態様について、現行は政府米、自主流通米、農家消費等と大きく分けて3分類となっていますが、政府米は約150万トン、自主流通米が450～500万トン、その他が農家消費等となっています。今度は計画流通米、当然自主流通米が主体となりますが、政府米も極端に減るということではなく、130～140万トン程度が出荷されます。農家消費等の中で特別栽培米ですとか、農家の方が縁故米として親戚等々に無料であげたり、売ったりという米もかなりありますが、純粋な農家消費

は約150万トンという状況になっています。

政府米、計画出荷米が本当に集まってくるのかということが懸念されるところで、現実には農家の方ももう自由だという意識が強く計画流通米600万トンが確保できるのかという問題が出てきます。計画流通米を集めるためのメリットを予算と絡めながら検討しているところです。7年産についても11月1日からは計画外の流通も認めております。集荷への影響を懸念していましたが、7年産に関しては限度数量に対して予約率は全国で93%となりました。通常は9割そこそこですから、今年は新しい法律になるという前宣伝があったにもかかわらず、例年になく好調でありました。7年産については、従来以上に予約ができたし、集荷も集まりがよいという状況になっています。8年産の計画流通米については指針を11月末に示し全国段階の数字を下ろすわけですが、来年の2月には県、市町村、農家段階と下りていきます。計画流通米の全体の枠をどのように配分するかは基本的には生産者団体が中心となって決定し、それに対して県、市町村が調整していくというシステムになっています。これを受けて、来年3月末までには基本計画を策定するわけです。

政府米につきましては、“作”がある程度確定する時期に政府と独自の売買契約を結んでいただきますが、時期的には出荷契約よりもずっと後になります。販売業者、集荷業者（出荷取扱業者）については、現行では許可制度、指定制度になっていたのが、全て登録制度になるということで、一定の要件を満たせば、出荷取扱業者、販売業者の登録ができることになっています。要件も経験要件をなくしたり、規模要件も出荷取扱業者の場合は、「30人、50トン」を「10人、20トン」とかなり緩和しています。販売のルートも複線化しています。今まで一次集荷取扱業者は、二次集荷取扱業者にしか出荷できませんでした

が、これから一次出荷取扱業者は、もちろん二次出荷取扱業者にも出荷できますし、卸にも小売りにも出せるなどかなり複線化しています。逆に仕入れる方にとってもいろいろなところから仕入れることができます。例えば、今まで小売業者というものは、決められた卸（基本的には一つ）しか仕入れができませんでした。これからはそのような結びつきはないので、いろいろな卸から仕入れられますし、卸だけでなく、先ほどお話ししたように一次出荷取扱業者（農協等）からも仕入れられます。

米の価格形成ということで平成2年に自主流通米価格形成機構を作りましたが、新しい法律上では明確に位置づけてこれをセンターに指定することになっています。従来以上に入札仕組みを弾力的に運用し、適正な価格を形成していただきます。

政府米の価格決定については自主流通米の価格の動向も勘案し、11月末までに米価審議会でも審議をいただいて決定していきます。また、政府の売渡価格は、従来と同様です。

麦について、マークアップという制度を導入していますので、これに関する若干の修正があるだけで基本的には変わりません。

食管法から新食糧法にかわったのは制度的には急にかわるということではなくて、必然的な背景があると思っています。食管法自身は昭和17年にできた法律ですが、運用の仕方は経済社会情勢の変化に応じて変わってきております。例えば、昭和40年代始めの過剰期に自主流通米の制度が設けられましたが、これは政府が全て政府米として管理する思想からの例外として導入されたわけです。昭和50年代後半にかけて数々の流通規制の緩和をやっています。平成に入りまして価格形成機構を作り、価格の値決めについて透明性を持たせたというようなことなど、市場原理の導入、規制緩和に努めてきましたが、今回もその延長線の上で食糧法というも

のができたということです。

もう一つ大きなことは、食糧法のことだけではなく、21世紀を迎えてどのように日本農業を展開していくかというような大きな流れの中で、基本法の見直しだとか、農地法の問題だとか、あるいは農協組織の問題だとか全体に大きな見直しがあるわけです。その中の波の一つの中に食管法から新食糧法への移行も位置づけられるということです。日本の農業を21世紀に向けてどうするかということが大きな政策課題であり、暗いイメージの中での取り組みでは意気が上がらないと思っています。日本の農業をいかに展望を持って展開させていくというのが大切であって、国民的合意形成が必要であります。

数年前に世界の食糧政策と題してNHKで番組をやっていましたが、その時のスイスの消費者へのインタビューの答が印象的でありました。スイスは冬場野菜を自由化して、春先は逆に輸入制限するシステムをとっており、春先は外国の野菜より自国の野菜の価格がかなり高くなります。インタビュアーは、このような制度に対してスイスの国民は批判的ではないかということで、スイスの消費者に質問しましたが、そのインタビューに対し、消費者は「私達はスイスの農業を支えているし、スイスの農業というものは環境なり、国土を支えているので、高くても当たり前です」と答えました。こういうことが日本の消費者も言えるような状況が来ることが大事ではないかと思っています。行政も国民の世論喚起にも十分配慮しながら、新食糧法についても現場ではかなり混乱する場面も出てくると思いますが、我々にも声を伝えていただきスムーズにいくようにご協力お願いいたします。

5. 各地域からの今後（2000年）予測

○岩手県胆沢町 佐々木与一

わが胆沢町は、水田が5,000ヘクタールほどの町です。県南部の北上川の平坦部に拓けた町です。転作は900ヘクタールほどで、農地全体の約18%になっています。ピーマンについては全国有数の産地となっています。畜産についても盛んで、和牛の繁殖、肥育を行っています。稲、ピーマンを中心とした蔬菜、畜産といったかたちでやってきた町であります。第一次産業の就業人口比率はいまだに40%を超えています。従いまして、農業にウエイトをおいた、第一次産業に依存した町といえます。米がまさに中心で、1戸当たり平均1.6ヘクタールくらいになります。しかし、専業は約10%、300戸ほどで、新食糧法の施行によっての米価の下落ということが想定されることに不安を感じています。同様に野菜、畜産についても価格が上がっていないので生産者の生産意欲が低下しています。

農家の後継者は農外の工場的な勤務に就くのが一般的になっています。よって耕作放棄地も増加しています。特に転作地の荒廃がかなりできています。そういった中で、高齢化の問題もありますが、農作業の受委託状況をみると受託する農業者が意外と少ないのが現状です。原因はは場条件の悪さも若干あります。

農協にいたってはまさに危機感があります。が、この危機感をバネにして農協が再度頑張ることが望ましいと考えています。胆沢町農協は3,000戸の農家を抱えています。広域合併の話の現在進めているところで、スケールメリットを追求しつつ、たくましい農協というものが必要になってくると思っています。新食糧法の施行によって転作の実行管理がJAに委ねられるということですが、これは農協にとって将来的に負担になると思われる

ます。農協を経由されない計画外流通、今までで言えばヤミ米で出荷する農家について農協はどのように対応できるか、その辺の難しさが益々厳しくなってくると思われます。

いずれにしても非常に厳しい状況ということは市町村、農協、生産者等どの分野でも変わりありません。その中で夢のある農業の町づくりというのは、一つのキーワードとして都市と農村との交流であろうと思います。

○岐阜県南濃町 三木孝典

農水省に2年間おりましたがその前後とも農業部局に配属されたことはなく、話の内容が皆さんにとって幼稚なものになるかもしれませんがご容赦願います。

わが町の場所ですが岐阜県の南部、隣は三重県と愛知県、名古屋市から約30kmの地点にあります。一部の地域ではベッドタウン化し、新興住宅が立ち並んでいます。農家の6割は3反以下の飯米農家で、専業農家はわずかです。飯米農家は農地を農業をする土地ではなくて、一般の土地という考えが強く、例えば嫁をもらうときに土地を売って資金にしようとか、家を建てるから土地を売って金にしようとか、といった感覚が強いようで、あまり土地の流動化は進んでいません。転作についてもバラ転が多く集団転作が進まない状況です。農振農用地区域もかなりありますが、その3分の1については農振を外してほしいという要望が強く、本町が農業にとって最適地であるか疑問が残ります。農業部局の話ですと一番恐ろしいのは農地の荒廃だということでした。転作については飯米農家が6割を占めていますので、これらの農家の人は自分のところで食べる米も作ってはいけないうのかと考えており、「今度、新食糧法が施行されたらどうなるんや」と聞かれ、現在広報関係にいる私としては「ようわかりませ

ん」と言う返答しかできませんでした。農家も今後のことについて大変心配しています。総合計画を策定し、都市近郊型農業の確立ということで付加価値の高い農業生産を目標にしているわけですが、これはバブル絶頂期に立てられた目標ですので今になってどうなのかと疑問が残ります。しかし、施設園芸の生産者はそれで営農していますし、利益も上がっているようですので、その方向は間違っていないのではと思っています。JAについては、農家は肥料等は系統以外から買うし、集荷についてもあまり集まらないと苦情を漏らしています。米価が下がったときだけJAに泣きつくのではないかというような話もしておりそれが率直なところではないでしょうか。

今後については、現在、町民農園というものを作っておりますが、かなりニーズが高く募集すると直ぐにうまってしまう状況でそういった福利厚生の農地も今後必要であると思います。一部の農家では営農組合を作っておりますが、そういったところには積極的な情報提供、アシストを行政としてやっていかなければならないと思っています。

○熊本県植木町 坂本秀樹

植木町は熊本県の中部、熊本市に隣接した都市化の住宅街、施設園芸地帯にあります。施設園芸地帯ではスイカを主体としてかなり大規模的にやっています。今回の新食糧法施行に伴いましてどのような影響があるかということで、率直に考えてみますと、もともと稲作への依存度が低いということで、一部の兼業農家である程度の所得や、自家消費米の確保を目的とした農家の割合が増加すると思われます。現在は施設園芸だけでは労力的に無理があるということから途中でハウスの中で米を作っていますが、米価が下がれば施設園芸栽培の一本化へと移行することが見込まれます。

農協については平成元年に広域合併をして

おりますが、基本的にはスイカ中心に一元集荷ということでやっています。最近は営農指導体制も広域合併によって一本化され、販売体制についても充実しています。しかし、米に対する着目を全て捨ててはいませんが、技術的に施設園芸は高いものを持っていますが、米作に対する技術は非常に低い状況です。今回の新食糧法施行により他の米作地帯に比べてそれほど問題視していませんが、米から脱却を図る産地の間での産地間競争が懸念されます。行政関係ですが転作調整は事務的にかなりハードな気がしています。私たちの町は40%と非常に転作率が高く、今回民間主導型に変わりますが、市町村の事務内容的にも簡素化をお願いしたいと考えています。

今後の対応策については都市化と農業の区別をどうするかが問題であります。稲作は生産組織なり機械の共同利用組合の設立を将来的には考えておりますが、担い手の育成が遅れており受委託が進まないといった問題ができています。今後、施設園芸型に集中することが予想されますので、農協としても高品質、高鮮度、安全性の高い施設園芸に努力すると思います。行政は担い手の育成が一番の課題です。現在着目しているのは女性の担い手であります。農家の奥さん方の役割的な問題に重点的に取り組んでいきたいと考えています。経営感覚に優れた人材づくりを考えています。将来的には奥さんの威厳を重大視して、お嫁さんがたくさん来るような農家づくりを進めていきたいと思っています。また、家族協定並びに認定農業者についても現在70名の農業者を認定していますが、これを起爆剤として人材育成的な問題を中心に取り組んでいるところです。

○イズミ農園（山梨県大泉村） 梅津鐵市

ただいま、3名の皆さんから行政からみた農業の見方をお話いただきましたが、私は行政を当てにしておりません。特に市町村はダ

メ。それは絵は描けるが具体的な策が何も無いからです。うちが指導しているところは兼業が多くて、じいちゃん、ばあちゃんが農業やっているから米が3,000円下がってもどうっていうことはないと言っています。だからあまり考えていません。年取ったらやめようと。若い人は田植えと稲刈りの時に2日間くらい手伝えば終わり。そういう地帯ですから逆に足腰が強いと思います。

そういう中で、一番問題なのは11市町村が合併して大型農協になったことです。実はこれは農水省にも言ったのですが、「補助金を受ける時、どこを窓口にして受けるんだ」と。つまり11市町村でこっちはいい、うちはいやだと言ったらどこを窓口にして広域農協への補助を受けるのかという問題です。だから、一度県とやってから市町村に落とそうかということ去年から農協と始めました。

イズミ農園という会社は非常に特殊でして、7年前に有限会社イズミ農園という農業法人として設立し、今年おそらく25億円くらい野菜を売ります。技術を持って沖縄から北海道まで指導しています。ユーザーに合ったものをこっちに持ってきて、ユーザーの希望に合わせて毎回出荷する会社です。うちの12ヘクタールという農地は全て試験農場ですから、うちで確認した技術を全国に流していくというのが仕事なんです。それを今度は全部窓口を農協に変えます。有機栽培が良いということではなく、有機でやって、いっぱい穫れて、連作がなくなって、おいしくないという意味がないです。ですから技術論として有機を捉えなければなりません。一般的にはそれがあたかも有機をやれば高く売れるような感覚になっています。

うちは来年農協と玉葱を5,000トンばかり契約をします。おもしろいことに今植えて来年の5月に穫れます。つまり6月にもう一回米が植えられます。両方合わせて50万円になります。これをとりあえず今年は10

ヘクタールやって来年は300ヘクタールやろうと考えています。その時農協には玉葱の苗とか資材は「売るな」と言っています。契約して全部お客に流すから間で抜けと言っています。「農協一本になりなさい」と。もう農家を育てようと思っていません。取りあえず金をとらそうと考えています。それから地域、地域を選びながら、農業っていうものはこんなおもしろいことがあるんだよと教えてやる。要するに、強制的に「これをやったら買います」ということを農協と組んでやってしまうんです。「有機米作っても東京に出すな」と。「全部地域で売りなさい」と。それも「2万円超してはダメだ」と。そのかわり「2俵だけ有機でやって米を作らせなさい」と。要するにこういうことです農家の待っていることは。具体的にものをきちんとやらないと農家は誰もついてこないということです。農協を当てにするとだめです。

行政を我々が当てにしないということは、上から順番に流れてくる施策を待っていたら対応が遅くなるということです。特に農水省というのは対応が遅いのですから。なぜ遅いのかというと全体を見ながら全体の5割を越したところで行政というのはやっと動くんです。私は減反なんかなくなっていると思います。新食糧法もへったくれもないです。自由に売れると思っているが、そっちの方向に行くとダメなんです。だからもう一回全部農協に米を集荷させるわけです。そのかわり「苗代も何も要らない」と。どうやってきちんと物を売っていったって売れる物を作るかだけです。減反していったとき3年荒れたら米が作れなくなります。桑畑が全部ダメになってしまいます。これを維持するシステムが今は無いのです。維持できさえすれば年に2回ロータリーかければ直ぐに使えます。いつも農家振興と農業振興をはっきり分けてやってこなかったことに原因しています。いつも農家振興しかやっていません。それを農業振興に切

り替えるところをきちんと見なければいけません。

ここで農協は弱い農家は要らないのかと
いったらそうではありません。300坪で100
万円取らせる農業をやればいいんです。50坪
で30万円取らせる。これを全部農協に集荷
させればよいのです。だから市場で売ろうと
思っていないです。我々は、正しく判断して
くれる売場所に直接セットしてきますから、
たかだか3,000ヘクタールやっても150から
200億円です。そのために育苗センターを
作って苗は全部タダ。堆肥合作って肥料は全
部タダ。正確に言うとタダではなくて契約し
ているから全部抜けるんです。このようにや

れば多分1反の田と何かをやって50万円に
なって、2町やって1千万円となればサラ
リーマンをやっている若者だって戻ってきま
す。金が取れないから戻ってこないんです。
根菜類はアメリカの輸入農産物に勝ちます。
今年も大手食品会社が有機の玉葱を求めてア
メリカに動きました。3,000～5,000ヘクタ
ールを5カ所作りましたが、その時の価格が20
kg 1,800円です。我々はキロ80円以下に設
定しています。それは何かというと収量が穫
れるから農家はやるんです。原価50円です
からそれでも農家は儲かります。そういった
実務をやらないとみんな絵に描いた餅になる
でしょう。

6. 論 点 整 理 (中間)

○東京大学農学部助教授 生源寺真一

7人の方のお話に精神を集中して伺って
いましたが、論点を整理するのが非常に難し
く思います。梅津さんの話にいたって私のコメ
ントの構想は完全に崩れ去ったという感じで
す。

これからの討論の柱とはならないかもしれ
ませんが、皆さんの話を聞いて感じた点を極
く率直に申し上げて多少なりとも議論の種に
していただければと思います。一つはものの
発想の仕方として特に最後の梅津さんのお話
からそう感じましたが、組織を前提にものを
考える方法と機能に着目してものを考えると
いったスタンスの差があると感じています。
私たちはある意味で全て組織の人間ですから
当然組織を前提として考えるわけですが、そ
れを一度離れて考えてみるのが思考の方法
としてあってよいのではという問題提起も含
まれていたような気がします。誰のための制
度かという話にもなっていきます。今回の新
食糧法のもとでの新しい制度については、農
協食管という表現と生産者食管という表現で
はギャップがあるように思えます。つまり、

今度の制度は、刺激的な言い方をするとJA
のためのものか、生産者のためのものか、あ
るいは生産者の中でも新政策の中でうたわれ
ている経営体をバックアップするような制度
が望ましいと見るのかそうでないのかといっ
たような形で、誰のための制度かといった観
点からの詰めというものがおそらく必要では
ないかと思います。食糧法は稲作を少しずつ
非稲作化していく流れとってよろしいかと思
います。つまり施設園芸といったところでは
活力のあるマーケットに生産者は向きあっ
ているわけで、鍛え上げられているところ
があるわけです。そういう方向に米の世界も少
ずつ動いているとってよろしいかと思
います。主食ですから安定といったことが大事
ですが、米を米の世界に何とか留めておきた
いという印象を農協関係者の中からも受ける
ような感じもします。いずれにせよ誰のため
の制度かということ、求められている機能か
らスタートして組織のあり方を考えていくと
いう思考が大切になっていると思います。

私個人としては、まず機能に即して考えて
みて、その後それに必要な組織を新たに作っ

ていけばよいと割り切って考える質なんです
が、機能といってもそれが望ましい形で発揮
されているのかいないのか、そのところを
判断し導くものが必要かと思います。それが
変革期における理念ではないかと思います。
組織をベースに考えていくと、既存の組織を
大前提にすれば理念はある意味ではいらない
わけで、ルーチンで大過なく過ぎていくのが
組織の最も安定した望ましい姿だと思います
が、どうもそうではなくなっていると思いま
す。そういった意味で今日のお話の中で二つ
ほど重要な理念、農業政策の理念といったも
のがあったように思います。市町村のレベル
で判断する一つのより所として、これは島崎
さんからクリアーに提起された問題で、新し
く参入してくる方を受け入れることのできる
ような制度であるか否かが一つの時代の要請
に答えているかどうかを識別する理念になる
のではないかと思います。新規参入について
申し上げるとこれは単に参入してくる人達だ
けでなく、既存の中におられる意欲のある農
業者にとっても非常に重要であることだと思
います。つまり、中にいる農業者にとって外
から入ってくる人の存在は、農業が魅力ある
ものであることを具体例として提示されるこ
とであり、少数でも非常に勇気づけられるこ
とだろうと思います。そういった意味でも新
規参入は農業の世界全体にとっても非常に意
味あることだと思えますし、そこに着目され
て農政全体に議論を展開されたことはさすが
に第一線で活躍されている方であると印象深
くしております。

三人の市町村の現場からの報告の中では、
都市との交流なり、都市住民のオアシスと
いった話があったと思います。これは農業農
村の存在理由というものをもう一度考えてみ
る必要性を投げかけていると思います。特に
地域のレベルで考えてみると、よりリアルな
論点がでてくると思います。ウルグアイ・ラ
ウンドで日本農業が壊滅的な打撃を受けるよ

うな結果には至っていませんが、マーケット
の範囲は明らかに視野として国内から世界に
広がったわけであり、その中で日本の土地利
用型農業については残念ながら非効率という
ことがほぼ共有の認識になっています。この
非効率な産業なり、それによってサポート
されている地域を保全していくということは、
ある意味で高級な人間のやることだと思
います。経済学でモデル化する人間というの
は与えられた所得の中で満足を最大化する
といった非常に機械的で欲の塊みに人間を
考えているわけです。そういう人間からは今
の日本の農業農村をサポートするような発想
は出てこないだろうと思います。つまり、非
効率なところはできるだけやめてしまって効
率の高い部門に特化したらよいという考えで
あります。それを逆転させるような発想はホ
モエコノミックスには出てこないだろうと思
います。ではどうすればよいのか。農業農村
の価値をいう場合、次の三つが挙げられま
す。一つは農業農村を完全に消費財にしてし
まうことです。いわば博物館にしてしまう発
想があるかと思えます。もう一つは安楽死。
滅びゆく部門の痛みを和らげるということ。
多くの政策が結果的にそのようなになっている
と思います。3番目は博物館ではなくて、生
きた形で農業が守られていくことだと思いま
す。現実を見ると博物館政策なり、終末治療
政策に終わってしまうものもありますが、そ
れらに意味がないとは言えない。そこを見極
めることが必要な気がします。

施策の具体的なレベルのお話をすると、私
自身は市町村、集落のレベルもそうだと思
いますが、市場メカニズムあるいは個人々が
できるだけ規制を受けない形で活躍し、その
結果として生まれたことを尊重する世界と、
規制にむしろ期待する分野がおのずからあ
るだろうと思います。土地利用計画という
ものは後者の最たるものであると思えますし、
農産物の販売、マーケティングというものは前者

の最たるものだと思います。その使い分けが非常に重要であって、一方が過剰になり過ぎたり、一方がシュリンクしてしまうとバランスが取れない状況になってしまいます。

施策の問題としては効率の問題があります。私は研究者としていろいろな補助金制度にも関心を持っていますが、あまりにも種類が多く分からない部分が多いわけです。生産調整も3年とか5年とかで施策が変わってくるといったことで補助金の数も非常に多いわけです。これは農水省というよりむしろ大蔵省に責任があると感じています。一種の補助金のばらまきだろうと思います。農家の間に

ばらまくのは水平的なばらまきで、補助金の数がいっぱいできてくるというのはいわば垂直的なばらまきで結果は同じではないかと思っています。求めている効果に対してロスがあまりにも大きすぎる気がします。全ての市町村、農業の内部で行われていることを今国民が注視しているという意識は、あまり愉快な感じがしませんが、ここはひとつ施策の仕組みなり分かりやすさを内部の人間だけではなく外の人間にも理解してもらうための努力も必要であることを強調しておきたいと思います。

7. 自由討論

○司会：桂

生源寺先生に論点をまとめていただいたわけですが、行政として物事を考えているだけではダメである、行政はあくまで一つ組織がある中でそこから物事を考えていく、実際の機能を前提に押し出して考えていけばどうか、新規参入者の受け皿の問題、排他性が強い農村農家の中での新たな試み等について整理していただきました。

私の町も京都市の隣ではほとんどがⅡ種兼業農家で、行政に携わる者としてはいけないのですが、いかにして零細農家を安楽死さすかということが今後大きな問題になってくようと思います。

それでは、これから自由討論に入りたいと思いますので、ご意見等よろしく願います。

(質問)

○山形県遊佐町：佐藤

食糧庁の諸川課長さんに質問であります。山形県遊佐町は米どころでございまして、新食糧法に大変関心をもち期待しているところでありました。販売について自由化になるのではないかと期待です。販売は生

産と一体のものであると認識しておりますが、生産の方が若干見えませんでした。問題は生産調整についてです。我が町は7割が生協との直接取引、残りの3割が自主流通米で政府米はありません。生産調整のメリットは政府が買い上げることにあり、うちの方には何もメリットが無いわけで、生産調整にしてもみんなやりたくないものを我慢して頭を下げてやっていただけてきたところですよ。しかし、どうもお話を聞きますと11月末に指針を出されるということで恐らく各県毎に目標等々出されると思います。県はまじめですから、国が示した方針を100%やることに生き甲斐を見いだしていますので、市町村が参ったといってもギリギリと締めつけてきますから、結果的に以前と変わらないことが心配の種なんです。そもそも生産調整をしてきたのは価格を安定させたい、食糧法を守っていきたいということで我慢してやってきたということがあります。今度は自分達の手で売れると思ってきたところですが、国と県あるいは県と市町村との関係がどのようになっていくのかお聞きしたいと思います。

それからこれは質問ではありませんが、農

業の今後を考えた場合の個人的な意見を申し上げたいと思います、確かに農業を継ぐ人は少ないです。なぜ少ないのかといたら、答えは簡単なんです。儲からないからです。農業が本当に成り立つかどうか試算した時に、1時間当たりの賃金を割り出すと、ダイコン等の野菜ですと500円とか600円になりました。当時うちで推進していましたウドですと1,400～1,500円、唯一2,000円のサラリーマン並みの給料になるのは米のみです。これでは農業を継ごうとする人はいないと思います。今私たちも悩んでいるところで、結論はできていません。

最近、私は仕事が変わりまして、企画というところで都市と農村の交流を担当しています。豊島区と交流をやっており、物産展を開催させていただいております。ダイコン、ハクサイをもっていきますと今回3回目になりましたのでファンがおります。夏は逆に町に来ていただいて畑を見ていただいたりしており、これから農業を考えた場合に顔の見える農業、つまり付加価値をどのようにつけていくかが重要であると思います。例えば遊佐町という地域を一つの付加価値として位置づけていくこともあるのではないかと最近わかったところです。

(回 答)

○諸川課長

生産調整のメリットには直接的、間接的に三つあると思います。一つは自主流通米の価格に反映されること。2番目は150万トンに近い数字を政府米として市場から隔離することによって自主流通米の価格にメリットを与えるということ。3番目に政府米として出荷できることです。全国的に見てみるとマル自地帯、マル政地帯でメリットの享受の仕方は違うと思います。生産調整に参加することによって政府米として売らんだという3番目のメリットは主として政府米地帯の方々が多いのではないかと思います。1、2番目のメリッ

トは自主流通米地帯の方々が多いのではないかと思います。いずれにしても生産調整することによってそれぞれの地域のメリットは生かされると考えています。基本的には価格の維持でありますから、これによってメリットを受けるのは当然生産者の方でありますので、生産者あるいは生産団体が自らやっていたくのは当然であると思います。例えば、米以外の農産物でも過剰になって価格が下がれば自ずから生産調整、出荷調整をやるわけです。水産でもイカが豊漁になればイカの水揚げを差し控えるとか同様のことを行っています。現状では潜在生産量が需要量を上回っているうえに、更に220万トンの在庫が生じる見通しで、これはかなりの価格の低下要因になるわけですから、このような事態をある程度避けるためにも生産調整を強化せざるを得ないと考えています。個々にいろいろな難しい問題を抱えていますから、地域地域で解決しながらやっていただくということになろうかと思います。

それから、質問ではありませんでしたが、後の意見に対して個人的な意見を申し上げますと、地域の名を売っているいろいろなことをやることは並々ならぬ努力がいります。ただ市場評価を得た時にはそれを維持することが大変であることを理解していただきたいと思います。名を成した後、品質等を管理して維持していくのは大変であります。一夜にして名声を失う例がいっぱいあります。

○任田参事官

2番目の農業は儲からないという答えは3番目にヒントがあると思います。消費者に直接売るといのが本来一番良いことで、例えば100円で売られているもののうち生産者の取り分が20円だとすれば、消費者が求めている80円分というのは、雰囲気であったり、パッケージであったり勿論輸送料等もありますが、そういったものをできるだけ農家サイドで取り込んでいくような取り組みが必要で

あろうと思います。個々の農家で無理であれば、組織を通じてみんなで取り組んでいくことが重要であると思います。

(質 問)

○高知県佐川町：渡辺

転作制度の話ですが、9年間で地方の方を騙し、憎まれてきたような気がします。昭和62年の水田利用再編であります、うちの町は水田面積800ヘクタール弱で、250ヘクタール近く割り当てがありました。これをどのように配分するか集落営農配分、各農家への配分といったことを実際にしてきました。実質基幹作物として250ヘクタールの中で制度としての転作といえるものはその半分にも満たないものでした。後はどういうものであるかというⅠ種兼業農家、Ⅱ種兼業農家に水稻の栽培しづらいところを中心に我々の押しつけた転作の配分を達成していただいているというのが現状です。水田の持つダム機能等がいわれているわけですが、4年くらい前に台風があり、災害がかなり発生しました。技術担当と現地を回ってみました、確かに水田のダム機能は大きく、荒廃した水田を中心に被害が発生しているのが現状でした。それを踏まえ、各農家への割当をやめました、結果的にどうなったかという、未達成にならずにずっと達成されてきたわけです。独りで達成されるような寂しい結果を招きました。現状では農業を捉える場合、効率のかつ安定的な農業経営の育成という分野に進むものと、農業では生計を立てられないものが生活する農村とに分けられます。現状の中から見据えて先々の計画を実行していくのでしょうか。農水省でもウルグアイ・ラウンド対策等でやられていますが、なかなか中山間地域に浸透していないのが現状です。ただ単に平成12年までの対策といわれてもその先の対策があるのか疑問に思います。

もう一つは新規参入者について、既存のものも入れて作物の転換、他産業から新規参入

者がこれから先、重要になろうかと思いますが、現在効率のかつ安定的な農業経営を目指しているものは、そういったことを受け入れてくれるような状況ではないのではないかと思います。自分だけを守っていく閉鎖的な考えであって、新規参入者を指導する度量は市町村も普及所等も持っていないと思っています。

本省の方から交流で本町に来ています満永さんが今日同行しておりますので、感想をいっていただいたら良いかと思います。

○高知県佐川町：満永

高知県はほとんど山ばかりのところで大規模な経営は望めません。そういった中でどういう農業を目指していったらよいのかと考えると、目新しいものではありませんが、農協の直販とか庭先販売的なもので、佐川の中に農協の直販所がありますが、高知市内にも6店舗あり、年間4億円の販売額になります。高知で作ったものを高知県内とか四国といった地域内での流通で完結するものがあればいいのではないかと思います。従って、この農協の直販店を拡大充実することが中山間である高知県の生き抜く方向であると考えています。

○司会：桂

農業としての安定的な経営にいくものと、生計が立てられる農家の切り離しと一方では融合させていくかという問題と、ウルグアイ・ラウンド関連で予算がついてくる状況ではありますが、国として見通しがあるのかというご質問があったのではないかと思います。また、新規参入者を受け入れる土壌がなく、自己保身にキュウキュウとしている中で、余裕がないというご意見もありました。

満永さんの方からは地域ごとの状態に応じて山間地域で大規模経営が望めない以上、何を目指していくかといったときに農協の直販というひとつのことに限らずそれを拡大拡充していくことが中山間農業の生き残る道であ

るということをお話いただきたいと思います。

○任田参事官

将来的な話については皆さん注目されるころだと思います。現在、企画室の中で2005年を目途とする長期見通しの作業をやっている最中でございます。ウルグアイ・ラウンドを踏まえてこれからのことを考えて軽々とは扱えない問題であります。政治的に重たい課題を背負いながらの時期に差し掛かっており、出すタイミングも難しいと考えています。しかし、早ければ年内、遅くとも年明けには長期見通しの結果が示されることになっています。ただし、全国一本です。ですから各地域の皆様方の農業がどうなるのかということについてはその長期見通しを踏まえていただいて、皆さん自身で考えていただかなければいけないと思っています。その手がかりがどこにあるか難しいですが、アンテナを高くすると見つかるのではないかと思います。例えば平成7年11月18日土曜日、原宿に「ふるさとプラザ」がオープンし、そこを中山間地の産品を販売、紹介するためのアンテナショップとして提供します。これもウルグアイ・ラウンド対策の一環としてやるわけです。

（質 問）

○新潟県三条市：佐藤

梅津さんの先ほどのお話の中で、米の生産調整はつかなくなるという発言がありましたが、もう少し詳しくお話いただけないでしょうか。

（回 答）

○イズミ農園：梅津

日本の農業はあと3年。そういうときに生産調整をしていたら調整は絶対つかなくなります。一番簡単なのは「好きなだけ作りなさい、自分で売みなさい」ということ。これを第一歩だと思った方がいいでしょう。

（質 問）

○新潟県三条市：佐藤

新食糧法で市町村の指導的立場が発揮できるのかという地元の声があります。今回の新法は市町村が指導的立場をとらなくてはいけないものなのでしょうか。私自身、政府はオブザーバーという意味表明に聞こえるのですが、その辺はどうでしょうか。

（回 答）

○諸川課長

市町村の取り組みは地域によって大きく違うと思います。あまり市町村が口を挟まなくてもちゃんとやっている地域も随分あります。そのようにできない地域においては市町村の方々に一肌脱いでいただくということになるかと思いますが、一律に市町村が指導しなければいけないということではありません。東北、北陸、北海道は順調にいくと思いますが、若干、西日本に汗をかいていただくことになるかなと考えています。新法になっても市町村の方に頑張ってもらわなければならない場面があります。新法になったから市町村の役割がなくなったということではなく、むしろ今までと同様かそれ以上になるかもしれません。

（質 問）

○新潟県三条市：佐藤

先程の梅津さんの話の中で「市町村はダメ」という発言がありましたが、私は今回の新法はイズミ農園のようなところを支援する狙いがあると考えていますが、そのことについてはいかがでしょうか。

（回 答）

○イズミ農園：梅津

要するに地域がしっかりしないと農業はないということ。それを今は順番に上のせいにしていっているだけです。一番悪いのは農家。そういうときに例えば農業法人がいいのか、大型がいいのか、零細農家がいいのかは地域の問題です。市町村としてどうやって地

域の農業を考えていくかが重要です。農水省というのは日本全体で食のバランスを考えればよいのです。農業振興と農家振興をもっと真剣に考えるべきです。農水省を含めて全て農家振興をやってきました。地域は農家振興でいいと。立場の違いで良いことになったり悪いことになったりします。だから、先程米から言われているように画一的に農政をやってきて間違っていたと農水省はいつているんです。だったら地域に任せましょう。「地域はどういう意見を持てきますか」と言っているだけです。だから私は私の地域を勝手にやるわけですよ。その時に世の中を読まないと絶対手は打てません。結論的に言えば、地域を駄目にするもしないも地域の人の考え方ひとつだということです。言いかえれば、社会主義から資本主義の概念が農業の世界にほんのちょっと入ってきたということです。例えば、三条の米を売りたいという人がいましたが、3年前なら新潟の三条の米でも22,000円で売れましたが、今は20,000円切らないと売れません。対策が遅すぎるんです。三条が何をしたらよいのかということは地域の人が決めることです。地域をどうするかは地域の問題です。補助金もこれ以上要りません。使うか使わないかは地域の問題。日本の農業はここ3年で決まると思います。10年前に東北で米価値下げ闘争をしようとしたとき、怒られたことがありました。米がこうなることがわかっていたからです。国策でやってきた作物、例えば、蚕、米、ピートとか政府が価格を決定している作物を作ってきた産地は全部駄目になっています。競争がないからです。そこで少し資本主義の原理を入れたんです。農業なんていうのは社会主義です。農業にはものすごく多くのファクターがあります。皆さんは常に組織からものをみえています。一番最初に使う側からみれば、全く違うことが出てくるでしょう。

三条は大型農家が18,000円の米を作ると

ころ。25,000円は新潟でも十日町から小千谷にかけて作る米です。ということは三条は1戸30haの農家をどう作るにかかっています。米を残したかったら駄目な農家を早く潰すこと。今は兼業農家の方が強い状況にあります。農水省もそういうふうに言いたいのですが、今その施策を入れると逆に専業農家が潰れてしまうことを農水省はよく理解しています。地域の将来のために何を残すか、JAを含めて対策を取るべきです。3～5億円程度の力を持つ若い人をいかに法人化して農協とタイアップさせるかがカギとなるでしょう。農協は経営感覚のある理事を地域からではなく、違う枠の中からもってこない駄目だと思います。特に大事なものは技術です。普及所と農協の営農システムは絶対間違っているわけではありません。技術論そのものがおかしかっただけです。有機栽培が100%というのは大間違いです。化学肥料というあんな便利なものはないんですから。これは使いすぎると毒になるというだけです。

（質 問）

○新潟県三条市：佐藤

最後に今回の新食糧法を評価しますか。

（回 答）

○イズミ農園：梅津

食糧法を評価するとかしないとか、そんなことはどちらでもいいんです。地域の現状に合わせてどう利用するか。うまい米が作れないなら酒米を作る技術開発をすればいいんです。今と同じ位の金額をとらせる技術を考えなければなりません。食糧法とか何とかでなく、地域をどうするかです。

○司会：桂

中央省庁の考え方はオールジャパン、画一的にものを考えていこうとすれば、米作地帯があり、米の全くない地帯があります。その中で国とすれば最善の努力をした中でこのような法律を作っていると思いますし、県から市町村へ行くほど運用の幅が広がっていきま

す。私たち市町村は責任を持った運用集団であるといえます。

最後に生源寺先生にまとめていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

8. 座 長 整 理

○生源寺助教授

新食糧法によって、現場の裁量次第でどうにかなるという余地がかなりできてきているのは間違いだと思います。そのなかでローカルな狭い地域でどうなるのか、積み重ねて全国ベースで需給のバランスがどうなるかといった二つのことを当然視野に入れなければなりません。少なくとも地域のレベルでは生産調整にしても長期的にみると地域のプランの立て方によって、地域で描いたビジョンに近づくことができるようなシステムになってきていると思います。経営体の問題なり、基本構想の問題についても地域のレベルになるほど自由にものを考えることができるようになってきていると思います。計画論的要素については、もう一度市町村レベルで考えるべきだと思います。地域にはプランを立てることを任務としている組織、市町村、農業委員会、土地改良区、農協があるわけですが、ビジョンのもとにプランを立てて実行するという仕事を忘れてしまっている部分があるので

はないでしょうか。そういった機能が眠りこんでいるように思います。集落のレベルで計画立案する能力、ものをまとめ上げていく力があります。5年、10年あるいはもうちょっと先のビジョンのもとに地域を組織する力、ポテンシャルというものは農村にまだ残っていると感じています。それを生かし切っていません。受け身になることほど面白くないものはありません。今こそ積極的に能動的に描いて実行する動き方が必要であります。

交流の場で必要なことは、完成した処方箋を学ぶことも大切であります。処方箋を書くに至ったプロセスというものが重要であります。ものへの接近の仕方という点では千差万別の市町村でも共有できる部分があると思いますので、テーマはいろいろありますが今後ともそういう形で深めていただければよろしいかと思います。

私も今日は非常に刺激的な話を伺えて、勉強の機会を与えていただけてお礼申し上げます。

9. 閉 会